

# 上場申請のための有価証券報告書 ( の部 )

上場申請会社

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

提出会社

株式会社 福岡銀行

株式会社 熊本ファミリー銀行

## 【表紙】

### 【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書（ の部）

上場申請会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループは、株式移転により平成 19 年 4 月 2 日に設立される予定であります。

（注）本報告書提出日の平成 19 年 3 月 2 日においては、株式会社ふくおかフィナンシャルグループは設立されておきませんが、本報告書は、設立日の平成 19 年 4 月 2 日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込である旨の表現は使用していません。

#### （上場申請会社）

【提出先】	証券会員制法人 福岡証券取引所 理事長 松野直彦 殿
【提出日】	平成 19 年 3 月 2 日
【会社名】	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
【英訳名】	Fukuoka Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 谷 正明
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号
【電話番号】	下記提出会社（株式会社福岡銀行）欄をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上

#### （上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社福岡銀行
【英訳名】	THE BANK OF FUKUOKA, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 谷 正明
【本店の所在場所】	福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号
【電話番号】	(092) 723 局 2622 番
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 吉田 泰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目 8 番 7 号 株式会社福岡銀行東京事務所
【電話番号】	(03) 3242 局 6841 番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 文弘

【会社名】	株式会社熊本ファミリー銀行
【英訳名】	The Kumamoto Family Bank, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 河口 和幸
【本店の所在の場所】	熊本市水前寺六丁目 29 番 20 号
【電話番号】	096 ( 385 ) 1111 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 黒瀬 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目 8 - 7 福岡ビル 2 階
【電話番号】	03 ( 3274 ) 5901
【事務連絡者氏名】	東京支店長 久野 恭義

# 目 次

第一部	【企業情報】	1 頁
第 1	【企業の概況】	1
1 .	【主要な経営指標等の推移】	1
2 .	【沿革】	7
3 .	【事業の内容】	7
4 .	【関係会社の状況】	9
5 .	【従業員の状況】	9
第 2	【事業の状況】	11
1 .	【業績等の概要】	11
2 .	【生産、受注及び販売の状況】	11
3 .	【対処すべき課題】	11
4 .	【事業等のリスク】	11
5 .	【経営上の重要な契約等】	19
6 .	【研究開発活動】	19
7 .	【財政状態及び経営成績の分析】	19
第 3	【設備の状況】	20
1 .	【設備投資等の概要】	20
2 .	【主要な設備の状況】	20
3 .	【設備の新設、除却等の計画】	20
第 4	【上場申請会社の状況】	21
1 .	【株式等の状況】	21
2 .	【自己株式の取得等の状況】	31
3 .	【配当政策】	32
4 .	【株価の推移】	32
5 .	【役員の状況】	33
6 .	【コーポレート・ガバナンスの状況】	37
第 5	【経理の状況】	40
第 6	【上場申請会社の株式事務の概要】	41
第 7	【上場申請会社の参考情報】	42
1 .	【申請会社の親会社等の情報】	42
2 .	【その他の参考情報】	42
第二部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	43
第三部	【特別情報】	44
第 1	【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	44

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

なお、当社の完全子会社である株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」という。）及び株式会社熊本ファミリー銀行（以下、「熊本ファミリー銀行」という。）の最近の終了事業年度までの「主要な経営指標等の推移」については、以下のとおりであります。

#### 福岡銀行

##### (1)主要な経営指標等の推移（連結ベース）

連結会計年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
連結会計期間		(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	166,687	164,326	161,785	165,639	171,918
うち連結信託報酬	百万円	2	2	2	2	2
連結経常利益	百万円	27,523	16,059	41,809	49,884	55,811
連結当期純利益	百万円	18,515	7,691	19,888	26,789	31,425
連結純資産額	百万円	295,479	314,974	341,953	368,359	401,438
連結総資産額	百万円	6,741,525	6,995,294	7,078,919	7,348,707	7,715,610
1株当たり純資産額	円	466.82	497.10	539.78	581.31	599.50
1株当たり当期純利益	円	29.25	12.07	31.33	42.23	48.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	26.22	11.07	27.65	36.62	43.63
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.48	9.44	9.47	9.27	9.65
連結自己資本利益率	%	6.32	2.51	6.05	7.54	8.16
連結株価収益率	倍	14.73	36.60	16.59	15.93	20.36
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	163,954	120,506	11,980	346,901	362,475
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	189,736	139,335	24,395	270,443	295,462
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	183	17,708	3,217	19,306	1,174
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	199,208	198,019	207,132	264,302	332,564
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,115 〔1,201〕	3,969 〔1,164〕	3,909 〔1,190〕	3,925 〔1,177〕	4,023 〔1,172〕
信託財産額	百万円	468	456	443	459	446

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)により算出しております。
- 3 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、別添の福岡銀行の有価証券報告書「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
- 5 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

## (2) 主要な経営指標等の推移（単体ベース）

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月		平成14年 3月	平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月
経常収益	百万円	162,335	159,879	157,132	160,409	166,269
うち信託報酬	百万円	2	2	2	2	2
経常利益	百万円	27,127	15,074	41,170	51,652	54,268
当期純利益	百万円	18,392	7,458	19,661	27,074	30,218
資本金	百万円	58,658	58,658	58,662	58,753	70,310
発行済株式総数	千株	634,748	634,748	634,763	635,166	686,534
純資産額	百万円	294,211	313,033	339,791	366,452	398,787
総資産額	百万円	6,737,226	6,990,771	7,075,095	7,346,213	7,711,965
預金残高	百万円	5,795,618	5,896,571	6,063,091	6,454,747	6,561,980
貸出金残高	百万円	4,853,466	5,178,486	5,054,430	5,034,272	5,114,967
有価証券残高	百万円	1,236,895	1,362,852	1,350,480	1,625,004	1,909,061
1株当たり純資産額	円	463.53	493.33	535.59	577.47	595.08
1株当たり配当額	円	5.00	5.00	5.00	7.00	8.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(3.50)
1株当たり当期純利益	円	28.97	11.69	30.93	42.61	46.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	25.99	10.74	27.31	36.96	41.92
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.40	9.35	9.38	9.25	9.62
自己資本利益率	%	6.31	2.45	6.02	7.66	7.89
株価収益率	倍	14.87	37.80	16.81	15.79	21.20
配当性向	%	17.25	42.77	16.16	16.42	17.08
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,510 〔335〕	3,273 〔324〕	3,075 〔348〕	3,032 〔329〕	3,031 〔343〕
信託財産額	百万円	468	456	443	459	446
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円	268	268	268	268	268

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第95期（平成18年3月）中間配当についての取締役会決議は、平成17年11月24日に行いました。

3 第91期（平成14年3月）の1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

4 第92期（平成15年3月）から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、別添の福岡銀行の有価証券報告書「第5 経理の状況」中、2「（1）財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

## 熊本ファミリー銀行

### (1) 主要な経営指標等の推移（連結ベース）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,694	40,127	38,649	38,825	42,721
連結経常利益 ( は連結経常損失)	百万円	2,348	3,774	16,240	5,306	5,491
連結当期純利益 ( は連結当期純損失)	百万円	1,815	1,358	16,749	5,110	3,499
連結純資産額	百万円	74,367	74,621	59,520	66,031	67,412
連結総資産額	百万円	1,331,951	1,326,686	1,294,836	1,297,437	1,317,438
1株当たり純資産額	円	282.19	284.32	160.39	214.69	226.76
1株当たり当期純利益 ( は1株当たり 当期純損失)	円	9.39	5.57	137.58	36.41	23.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		5.47		20.80	15.84
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.60	8.74	7.22	8.01	9.28
連結自己資本利益率	%	3.26	1.96	61.87	19.40	10.50
連結株価収益率	倍	43.13	71.81		8.38	17.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,136	24,985	24,392	25,400	1,456
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,396	14,826	2,865	4,478	30,528
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,018	1,204	483	14	9,107
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	88,838	97,795	75,784	96,699	76,746
従業員数	人	1,736	1,639	1,574	1,489	1,475
[外、平均臨時従業員数]			[261]	[313]	[339]	[417]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 平成13年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3 平成13年度の1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

なお、平成13年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないので記載しておりません。

4 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、別添の熊本ファミリー銀行の有価証券報告書「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、平成15年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので、記載しておりません。

5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

## (2) 主要な経営指標等の推移（単体ベース）

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成14年 3月	平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月
経常収益	百万円	39,316	39,273	37,976	37,720	41,789
経常利益 ( は経常損失)	百万円	2,462	3,542	16,810	5,099	5,329
当期純利益 ( は当期純損失)	百万円	1,604	1,208	17,156	4,991	4,682
資本金	百万円	34,262	34,262	34,262	34,262	34,262
発行済株式総数	千株	普通株式 121,943	121,943	121,943	122,406	122,896
		第一回 第一種 優先株式 20,000	20,000	20,000	19,630	19,238
		第一回 第二種 優先株式 40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
純資産額	百万円	74,476	74,549	59,040	65,426	67,989
総資産額	百万円	1,332,828	1,327,424	1,295,291	1,297,196	1,318,405
預金残高	百万円	1,197,018	1,209,551	1,193,024	1,194,375	1,205,827
貸出金残高	百万円	1,041,754	1,021,637	1,023,798	997,744	1,006,836
有価証券残高	百万円	125,138	139,235	139,951	146,772	180,512
1株当たり純資産額	円	282.80	283.63	156.38	209.65	231.37
1株当たり配当額	円	普通株式 4.00	3.00		1.00	1.00
		第一回 第一種 優先株式 14.00	14.00		14.00	14.00
		第一回第二 種優先株式 9.98	9.98		9.98	9.98
		普通株式 (2.00)	(2.00)	( )	( )	( )
(内 1株当たり 中間配当額)	(円)	第一回第一 種優先株式 (7.00)	(7.00)	( )	( )	( )
		第一回第二 種優先株式 (4.99)	(4.99)	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 ( は1株当たり 当期純損失)	円	7.58	4.34	140.87	35.42	32.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				20.32	21.17
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.60	8.72	7.17	7.94	9.33
自己資本利益率	%	2.62	1.53	64.02	19.34	14.87
株価収益率	倍	53.43	92.16		8.61	12.13
配当性向	%	52.72	69.08		2.83	3.05
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,433	1,331	1,247 [149]	1,147 [166]	1,121 [212]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第10期(平成14年3月)の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
- 3 第10期(平成14年3月)の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
- 4 第11期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、別添の熊本ファミリー銀行の有価証券報告書「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- なお、第11期(平成15年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないので記載しておりません。
- また、第12期(平成16年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載しておりません。

## 2 【沿革】

- 平成18年 5月 福岡銀行と熊本ファミリー銀行（以下、総称して、「両行」という。）は、それぞれの取締役会で決議のうえ、業務・資本提携に関する「基本合意書」を締結いたしました。
- 平成18年 9月 両行は、株主の承認および関係当局の認可を前提として、各行取締役会で決議のうえ、設立する当社の概要および株式移転の条件等に関する「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。
- 平成18年10月 両行は、平成18年 9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、それぞれの取締役会で株式移転計画の策定を決議し、「共同株式移転契約」を締結いたしました。
- 平成18年12月 両行の臨時株主総会および熊本ファミリー銀行の各種種類株主総会において、関係当局の認可を前提として、両行が共同株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認決議いたしました。
- 平成19年 3月  
（予定） 両行が共同して、金融庁より銀行持株会社の設立等に関わる認可を取得いたします。
- 平成19年 4月  
（予定） 両行が共同株式移転により当社を設立いたします。  
当社の普通株式を東京・大阪・福岡証券取引所に上場いたします。

## 3 【事業の内容】

### （1） 経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を越える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

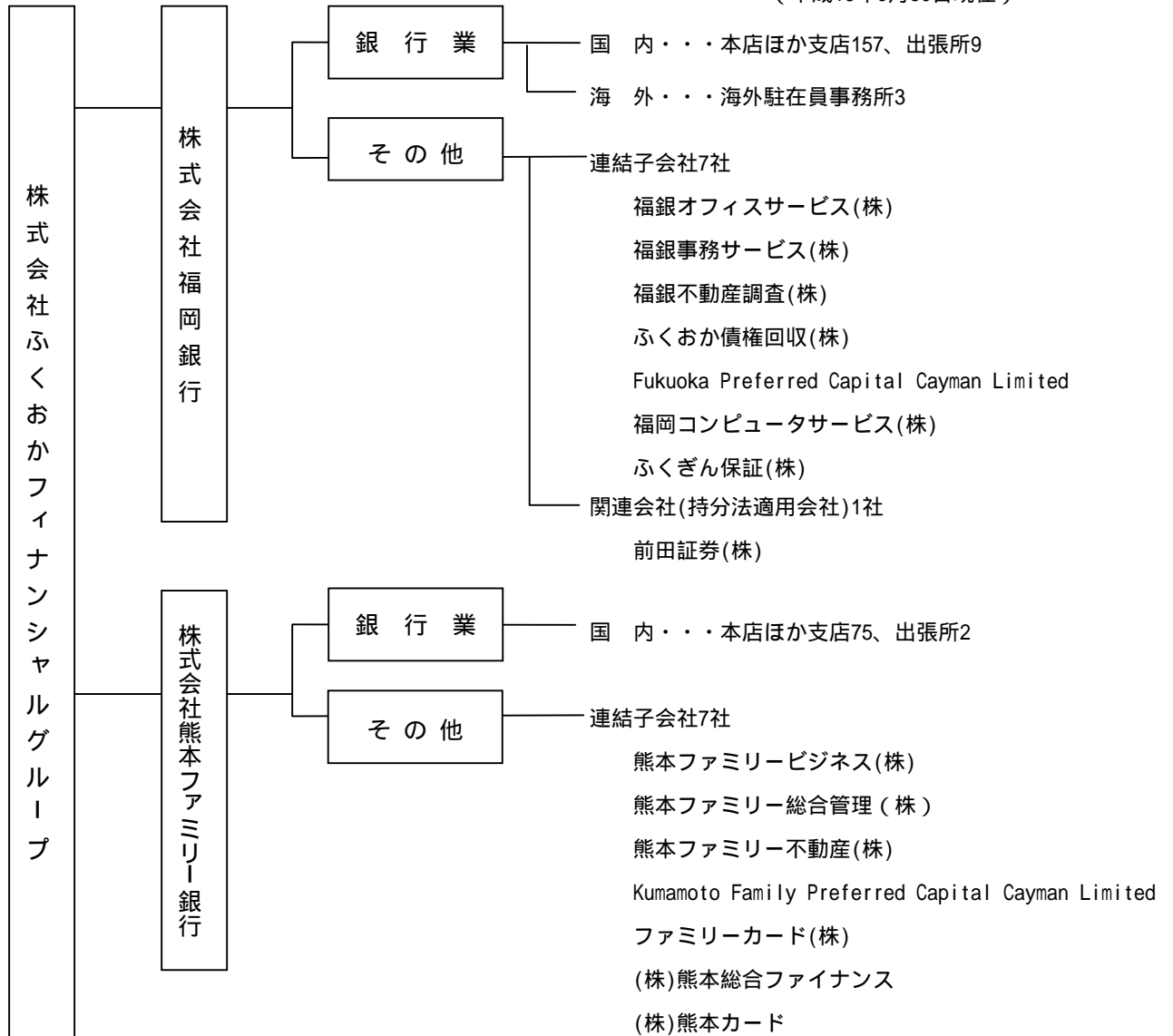
### （2） 当社の事業内容

当社は銀行法に定める銀行持株会社として、完全子会社である福岡銀行、熊本ファミリー銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理並びにこれに附帯する業務を行うことを事業目的としております。

当社グループは、当社、連結子会社16社及び関連会社(持分法適用会社) 1社で構成され、銀行業務を中心に保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。

当社グループの組織を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成18年9月30日現在)



(注) (株)熊本総合ファイナンスは特別清算中の会社であります。

### (3) 子銀行(グループ)の事業内容

#### 福岡銀行グループ

福岡銀行グループ(福岡銀行及び同行の関係会社)は、福岡銀行、連結子会社7社及び関連会社(持分法適用会社)1社で構成され、銀行業務を中心に保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。

#### 熊本ファミリー銀行グループ

熊本ファミリー銀行グループ(熊本ファミリー銀行及び同行の関係会社)は、熊本ファミリー銀行、連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、人材派遣業、委託業務、店舗不動産の管理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

#### 4 【関係会社の状況】

当社の完全子会社である福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の状況のみ、以下に記載しております。  
 なお、両社の関係会社については、別添の両社の有価証券報告書をご参照ください。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容	
					役員の 兼任等 (人)	その他
(連結子会社) 株式会社福岡銀行	福岡県福岡市	70,310	銀行業	100	10	
(連結子会社) 株式会社熊本ファミリー 銀行	熊本県熊本市	34,262	銀行業	100	4	

- (注) 1 両社は、特定子会社であります。  
 2 両社ともに、有価証券報告書提出会社であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

当社設立時の両行の事業セグメントが統一されていないため、両行の平成18年9月30日現在の連結会社における従業員数を併記しております。

##### 福岡銀行

平成18年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,611 [401]	687 [745]	4,298 [1,146]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,139人(銀行業426人、その他713人)、並びに執行役員11人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、〔 〕内に中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### 熊本ファミリー銀行

平成18年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,148 [267]	341 [218]	1,489 [485]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員216人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、〔 〕内に中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 上場申請会社の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
172	-	-	-

- (注) 従業員は福岡銀行及び熊本ファミリー銀行からの出向又は兼務によっており、従業員は、平成19年4月2日設立時の予定数を記載しております。なお、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、未定のため記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

新会社設立のため記載しておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

新会社設立のため記載しておりません。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

新会社設立のため記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

新会社設立のため記載しておりません。

### 4 【事業等のリスク】

当社は、完全子会社である福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の株式を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的としております。

以下には、両行の事業に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において判断したものであり、平成18年3月期の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、変更及び追加となった箇所については\_\_\_\_ ̄で示しております。

## 福岡銀行

### (1) 信用リスク(不良債権問題)

貸出先の財務状況悪化等に起因する信用リスクは銀行が保有する最大のリスクであり、この信用リスクによって生じる信用コスト(与信関連費用)が増加する要因として以下のものがあります。

#### 不良債権の状況

当行の不良債権は、世界経済及び日本経済の動向、不動産価格及び株価の変動、貸出先の経営状況等によっては増加する可能性があります。その結果、現時点の想定を上回る信用コストが発生した場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の財務状況、担保等による債権保全及び企業業績に潜在的に影響する経済要因等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。貸出先の財務状況等が予想を超えて悪化した場合、現時点で見積もり計上した貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、地価下落等に伴い担保価値が低下し債権保全が不十分となった場合、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。このような場合、信用コストが増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 貸出先への対応

当行は、貸出先のデフォルト(債務不履行等)に際して、法的整理によらず私的整理により再建することに経済合理性が認められると判断し、これらの貸出先に対して債権放棄又は追加融資を行って支援を継続することもあり得ます。支援継続に伴う損失額が貸倒引当金計上時点の損失見積額と乖離した場合、信用コストが増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような貸出先に対しては、再建計画の正確性や実行可能性を十分に検証したうえで支援継続を決定いたしますが、その再建が必ず奏功するという保証はありません。再建が奏功しない場合には、これらの貸出先の倒産が新たに発生する可能性があります。その結果、信用コストが増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落、有価証券価格の下落等の事情により、デフォルト状態にある貸出先に対して担保権を設定した不動産もしくは有価証券を処分することができない可能性があります。

そのような場合、債権保全を厳格に見積もることによる貸倒引当金の積み増しや、バルクセールによるオフバランス化を進めることもあり得ます。その結果、信用コストが増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 自己資本比率

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結ベース及び単体ベースともに国内基準に係る自己資本比率を4%以上に維持しなければなりません。当行の連結ベース又は単体ベースの自己資本比率が求められる水準を下回った場合、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止命令等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行の自己資本比率の低下に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

### 不良債権処理に伴う信用コストの増加

不良債権の発生や処分に伴い発生する信用コストの増加は、当行グループの業績に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下につながる可能性があります。

### 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目及び準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。当行が既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合、当行グループの自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

### その他

その他自己資本比率に影響を及ぼす要因として以下のものがあります。

- ・有価証券の時価の下落に伴う減損処理の増加
- ・貸出金等リスクアセットポートフォリオの変動
- ・繰延税金資産の自己資本への算入制限が課された場合の自己資本の減少
- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取崩による自己資本の減少

- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他不利益項目の発生

### (3) 業務に伴うリスク

#### 市場関連リスク

当行の市場関連業務においては、様々な金融商品での運用を行っており、金利・為替・株式等の相場変動の影響を受けます。これらのリスクに対しては、予想損失額を計測しヘッジ取引によりリスクのエクスポージャーを低減することとしておりますが、必ずしもこれを完全に回避するものではありません。当行の予想を超える変動が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、内外の経済情勢や市場環境の変化等により、資金繰りに影響を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクです。

外部の格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、不利な条件での資金調達取引を行わざるを得ないおそれがあり、この場合当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システムリスク

銀行は、営業店、ATM及び他行とを結ぶオンラインシステムや顧客情報を蓄積している情報システムに業務の大部分を依存しています。当行では、コンピュータシステムの停止や誤作動または不正利用等のシステムリスクに対してはコンピュータ機器の二重化によりシステムの安全稼働に万全を期すほか、セキュリティポリシーに則った厳格な情報管理を行うなど運用面での対策を実施しております。また、地震等大規模災害への備えとして広島・福岡の2拠点で稼働するシステムの体制を構築しております。しかしながら、大規模災害等による影響を完全に防止又は軽減できる保証はありません。長期間に亘る重大なシステム障害の発生に伴い多大な損害が発生したり、当行の信用低下等が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 事務リスク

当行では、事務規程等に則った正確な事務処理を励行することを徹底し、事務事故の未然防止を図るため事務管理体制の強化に努めております。しかしながら、今後全く事務事故等が発生しないという保証はありません。事務事故等に伴い多大な損失が発生したり、お客さまとのトラブルに起因して当行の信用低下等が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報リスク

当行では、「個人情報保護宣言」を制定し、顧客情報をはじめとした情報資産の厳正な管理に努めております。しかしながら、今後、顧客情報や経営情報などの漏洩、紛失、改ざん、不正利用等が発生し、当行の信用低下等が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 有形資産リスク

当行グループが所有及び賃借中の土地、建物、車両等の有形資産について、自然災害、犯罪行為、資産管理上の瑕疵等の結果、毀損、焼失あるいは劣化することにより業務の運営に支障をきたす可能性があります。また、固定資産の減損会計適用に伴い、評価額が低下した場合等には損失が発生する可能性があります。これら有形固定資産に係るリスクが顕在化した場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 労務リスク

当行グループでは、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、コンプライアンス態勢の充実と強化に取り組んでおりますが、今後、役職員による不法行為に起因し多大な損失が発生したり、当行グループの使用者責任が問われ信用低下等が生じた場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、労務管理面及び安全衛生環境面での問題等に起因して損失が発生した場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 法務リスク

当行グループは事業活動を行う上で、会社法、証券取引法、銀行法等の法令諸規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当行グループはこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう法務リスク管理等を行っておりますが、これらの法令諸規制や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 業務範囲拡大に伴うリスク

当行グループは、法令等の規制緩和に伴う業務範囲の拡大を前提とした多様な営業戦略を実施しております。当該業務の拡大が予想通りに進展せず想定した結果を得られない場合、営業戦略が奏功しないことにより、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 競争

当行が営業基盤とする福岡県は、メガバンクの進出に加え、地元競合行同士が合併するなど金融激戦区と言われております。当行がこのような事業環境において競争優位を得られない場合、当初計画している貸出金の増強や手数料収益の増加が図れないこと等、営業戦略が奏功しないことにより、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (4) その他

### 規制業種としてのリスク

銀行は、事業運営上の様々な公的規制や金融システム秩序維持のための諸規制・政策のもとで業務を遂行しています。仮に一金融機関の経営破綻であっても連鎖反応により金融システム全体に重大な影響が及ぶおそれがある場合、これらの諸規制・政策が変更される可能性があります。現時点でその影響を予測することは困難ですが、コストの増加につながる場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 地域経済の動向に影響を受けるリスク

地方銀行である当行は、特定の地域(福岡県)を主要な営業基盤としていることから、地域経済が悪化した場合は、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加するなどして当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 他金融機関等との提携等に関するリスク

当行は、経営環境の変化を踏まえ、高い企業価値を実現するための経営戦略を立案・策定し、他金融機関等との提携・協力関係を構築もしくは計画しております。しかしながら、金融機関を取り巻く経済・経営環境に関する前提条件が予想を超えて変動する等により、これら提携等が予定したとおりに完了しない可能性があります。また、提携等が実現したとしても、当該提携等が当初想定したとおりの効果を生まない可能性もあります。

#### (株式会社熊本ファミリー銀行との業務・資本提携並びに経営統合)

当行は、平成18年5月12日に、株式会社熊本ファミリー銀行と業務・資本提携を行うこと並びに共同株式移転の方式による持株会社の設立等を内容とする経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意し、平成18年10月26日に、株主総会における承認及び関係当局の認可を前提として、それぞれの取締役会において株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。本経営統合に伴い、当行は同行とともに、持株会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となり、非上場会社となります。(尚、上記株式移転計画は、当行の臨時株主総会(平成18年12月27日開催)及び熊本ファミリー銀行の臨時株主総会(平成18年12月26日及び平成18年12月27日開催)において、それぞれ承認可決されております。)

当行は、統合効果を最大限発揮するために最善の努力をいたしてまいりますが、本経営統合が期待通りの統合効果を生むという保証は必ずしもありません。また、経営統合に向けての業務面での協調体制強化や当行による資本支援等が奏効するという保証もありません。従って、同行の業績不振や信用力低下等の事態が発生した場合には、経営統合後においての、持株会社の信用力低下や自己資本比率低下等を招く可能性があります。かかる事態が発生した場合、当行グループの業績及び財務状況等にも悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

#### (株式会社九州親和ホールディングス及び株式会社親和銀行との業務・資本提携)

当行は、平成18年10月13日に、株式会社九州親和ホールディングス及び株式会社親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。この提携に関連して、当行は、九州親和ホールディングスが平成18年10月に実施した普通株式の第三者割当増資約7,000百万円の全額を引き受けております。

#### 退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件が変更された場合、または実際の年金資産の時価が下落した場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ― 会計制度変更に伴うリスク

国際会計基準の適用等、会計制度の変更はコストの増加につながる可能性があります。現時点で将来の会計制度変更について、その影響を予測することは困難ですが、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ― ネガティブな報道・風評リスク

銀行業界及び当行グループに対するネガティブな報道や悪質な風評の流布は、それが正確であるか否かにかかわらず、また、当行グループに該当するか否かにかかわらず、当行の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 熊本ファミリー銀行

#### (1) 信用リスク

##### 地域経済の動向

当行は、熊本県を主要な営業基盤としているため、地域経済が悪化した場合は、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 業種別貸出状況

当行では、特定先や特定業種等への与信集中を排除したリスクの分散を信用リスク管理の基本方針としております。しかしながら、地域には、建設・不動産業が多く、公共工事の大幅な減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業が少なくありません。

当行の業種別の貸出割合においては、建設・不動産業、各種サービス業、卸売・小売業向けは他の業種に比べ高い状況にあり、これらの企業の再生支援が順調に奏効しない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

##### 不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めておりますが、地域経済と企業の業況回復が遅れれば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 貸倒引当金の状況

当行では、貸出先の財務状況、担保等による債権保全及び企業業績に潜在的に影響する経済要因等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しを実施せざるを得なくなり、信用コストは増加し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 市場関連リスク

市場関連リスクは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等の関連リスクです。当行は、当行の実態に即して適切にリスク管理体制を構築し、「流動性の確保」「安全性の確保」「収益性の確保」の3原則に準拠して運用しておりますが、今後、金利の上昇、株価の下落及び為替の変動等が発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 流動性リスク

流動性リスクは、財務内容の悪化や信用の失墜により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当行は、当行の資金運用・調達構造に即した資金繰りを行ない、万一、不測の事態が発生した場合でも合理的・機動的に対応できる体制を整えておりますが、これらの流動性リスクが発生した場合は、当行の財務状況・資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、適切な法令等遵守の徹底に努めながら各種金融サービスを提供しておりますが、今後の事業活動の過程で、必ずしも当行の責はなくとも当行に対する訴訟等が提起された場合、当行の評価とともに、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) コンプライアンスリスク

当行は、適正なコンプライアンス体制を構築することを目的として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンスの遵守の重要性を全行員に周知徹底するよう努めております。しかし、当行の役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 事務リスク

事務リスクは、役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起すことにより信用低下を招き損失を被るリスク並びに事務関連規定の不備で発生するリスクです。当行は、全ての業務に事務リスクが存在していることを認識し、事務リスクの軽減を図るための方策を講じるよう努めておりますが、これらの事務リスクが発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (7) システムリスク

システムリスクは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作など、システムのハード及びソフトの不備に伴い混乱が生じ、その信用不安から損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行は、システム全般に関するリスクを的確に認識・把握し、適切なリスク管理を行うことにより、トラブル・事故・不祥事・苦情及びそれらに係る損失等を未然に防止するよう努めておりますが、これらのシステムリスクが発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 風評リスク

風評リスクは、悪い評判が、事実関係の有無にかかわらず、結果的に収益や資本、顧客基盤に重大な損失をもたらすリスクです。当行は、「コンティンジェンシープラン」を策定し、風評リスクに対応する体制を整えていますが、これらの風評リスクが発生した場合は、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (9) 繰延税金資産

繰延税金資産は、会計基準に則り、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告66号）により計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる場合があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全額の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額し、その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(10) 自己資本比率に係るリスク

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき算出しており、当行は国内基準を適用しております。国内基準は4%以上の水準を維持することを求めています。現在、当行グループ及び当行の自己資本比率は、この基準を上回っておりますが、下回った場合は、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止命令等を含む様々な命令を受けることとなります。

(11) 固定資産の減損会計によるリスク

平成18年3月期から固定資産の減損会計が導入されました。この制度の概要は、設備の耐用年数、又は将来20年間のうちいずれか短い期間に、資産が使用されることによって生じる収益等の総額が、その資産の帳簿価格を下回り、投下した資本が回収できないと認識されたとき、その回収できない金額について減損損失を計上するものです。デフレ等の金融経済環境の変化によっては、減損損失を計上する可能性があります。

(12) 経営統合を進めていく上でのリスク

(株式会社福岡銀行との業務・資本提携並びに経営統合)

当行は、平成18年5月12日に、株式会社福岡銀行と業務・資本提携を行うこと並びに共同株式移転の方式による持株会社の設立等を内容とする経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意し、平成18年10月26日に、株主総会における承認及び関係当局の認可を前提として、それぞれの取締役会において株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。本経営統合に伴い、当行は同行とともに、持株会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となり、非上場会社となります。(尚、上記株式移転計画は、株式会社福岡銀行の臨時株主総会(平成18年12月27日開催)及び当行の臨時株主総会(平成18年12月26日及び平成18年12月27日開催)において、それぞれ承認可決されております。)

経営統合を進めていく過程において従来当行において適用されている諸規定及び諸基準が改定された場合、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) その他のリスク

情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先的人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

年金債務

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額に悪影響を及ぼす可能性があります。

ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこ

と、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

#### 規制変更のリスク

当行は、現時点の規制に従って業務を遂行しております。このため、将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の施策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

新会社設立のため記載しておりません。

#### 6 【研究開発活動】

新会社設立のため記載しておりません。

#### 7 【財政状態及び経営成績の分析】

新会社設立のため記載しておりません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

##### (1) 上場申請会社

新会社設立のため記載しておりません。

##### (2) 連結子会社

別添の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の有価証券報告書をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 上場申請会社

新会社設立のため記載しておりません。

##### (2) 連結子会社

別添の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の有価証券報告書をご参照ください。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 上場申請会社

新会社設立のため記載しておりません。

##### (2) 連結子会社

別添の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の有価証券報告書をご参照ください。

## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1,800,000,000
第一種優先株式	18,878,000
第二種優先株式	40,000,000
計	1,858,878,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株) (平成19年4月2日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	726,573,520	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部 福岡証券取引所	完全議決権株式(注)2
第一種優先株式	18,848,000		(注)2、3
第二種優先株式	40,000,000		(注)2、3
計	785,421,520		

(注)1．発行数については、平成19年3月2日(公表日)現在の福岡銀行および熊本ファミリー銀行の発行済株式を基礎として、下表の対応関係に従い当社が交付する株式の割当てを受けるものとして算定したものであります。なお、平成18年9月30日において普通株式は726,224,635株、第一種優先株式は18,878,000株、第二種優先株式は40,000,000株、合計785,102,635株となっております。

株式会社福岡銀行の株式	割当てを受ける「株式会社ふくおか フィナンシャルグループ」の株式
普通株式 1株	普通株式 1株

株式会社熊本ファミリー銀行の株式	割当てを受ける「株式会社ふくおか フィナンシャルグループ」の株式
普通株式 1株	普通株式 0.217株
第一回第一種優先株式 1株	第一種優先株式 1株
第一回第二種優先株式 1株	第二種優先株式 1株

(注)2．当社の完全子会社となる熊本ファミリー銀行が発行した第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式につき、平成18年10月1日から持株会社の設立日(平成19年4月2日を予定しております。)の前日までに熊本ファミリー銀行が第一回第一種優先株式又は第一回第二種優先株式を取得するのと引換えに同行の普通株式を交付した場合には、上記の株式の数にかかわらず、(i)株式移転に際して交付する株式移転設立完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式の数は、上記期間において熊本ファミリー銀行がその第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式を取得するのと引換えに交付した普通株式の数を含む持株会社の設立日の前日における熊本ファミリー銀行の発行済普通株式数に0.217を乗じた数(ただし、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)に持株会社の設立日の前日における当行の発行済普通株式数を加えた数とし、(ii)株式移転に際して交付する「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の第一種優先株式及び第二種優先株式の数は、上記に定める第一種優先株式及び第二種優先株式の数から上記期間において熊本ファミリー銀行がその普通株式を交付するのと引換えに取得し消却した同行の第一回第一種優先株式又は第一回第二種優先株式の数をそれぞれ減じた数といたします。

また、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債(以下「本転換社債」といいます。)につい

て、平成18年10月1日から持株会社の設立日の前日までに本転換社債に係る新株予約権の行使に際して福岡銀行が普通株式を発行した場合には、株式移転に際して交付する「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式の数は、上記に定める数（上記（i）により「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の普通株式の数が加算された場合は加算後の数）に、上記期間において当行が本転換社債に係る新株予約権の行使に際して当行が発行した普通株式の数を加えた数といたします。

(注) 3 . 各種優先株式の内容は次のとおりであります。

(優先配当金)

(1) 当社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において（2）に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

第一種優先株式 1株につき 14円

第二種優先株式 1株につき 9円98銭

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については配当を行うことができるものとする。

(基準日を定めて行う剰余金の配当)

(2) 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、(1)第1項本文で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

当社は、取締役会の決議によって基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、別途取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当を行う。

(残余財産の分配)

(3) 当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式 1株につき 500円

第二種優先株式 1株につき 750円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

(4) 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金の額（当該優先配当金に係る基準日の属する事業年度において（2）の規定に基づき優先配当金が支払われているときは、当該優先配当金の額を控除した額。以下本条において同じ。）の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先株主に対して優先配当金の配当を行う旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

(5) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。当社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(第一種優先株式の取得)

(6) 当社は、第一種優先株式について、当社の取締役会が取得日として定める日に当該優先株式1株につき500円で当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

前項に基づき、優先株式の一部取得をする場合には、抽選により行う。

(第二種優先株式の普通株式を対価とする取得請求)

(7) 第二種優先株式の優先株主(以下「第二種優先株主」という。)は、(13)に定める第二種優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が第二種優先株式を取得するのと引き換えに当該(13)に定める算定方法による数の普通株式を交付することを請求することができる。

(第二種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得)

(8) 当社は、第二種優先株式の取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった第二種優先株式のすべてを、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引き換えに1株につきその払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(気配表示もない終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合、平均値の計算は、10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。なお、当該平均値が1,382円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金額を1,382円で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。

(優先順位)

(9) 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、(2)の規定による剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(除斥期間)

(10) (11)の規定は、優先配当金、優先中間配当金及び基準日を定めて行う剰余金の配当の支払いについてこれを準用する。

(配当金の除斥期間)

(11) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(最初の優先配当金)

(12) 当社が平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先配当金は、(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとする。ただし、当社が(2)に定める剰余金の配当を行ったときは、その額をそれぞれ当社の第一種優先株式又は第二種優先株式に係る以下の金額から控除した額とする。

第一種優先株式 1株につき14円

第二種優先株式 1株につき9円98銭

(第二種優先株式の取得請求権)

(13) 取得を請求することができる期間

第二種優先株式発行の日から平成26年2月28日まで(ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。)

取得と引き換えに交付すべき当社の普通株式数

第二種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式の数} \times 750\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引き換えに交付する普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てた上、会社法第167条第3項の規定に従い現金精算する。

取得価額

(イ) 当初取得価額

株式会社熊本ファミリー銀行第一回第二種優先株式の発行要項に従い、その取得価額として平成19年3月1日に修正された金額を0.217で除した価額(1円未満切捨て)。ただし、当該価額が1,382円を下回るときは、1,382円とする。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成20年3月1日から平成25年3月1日までの毎年3月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(気配表示もない終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。)に修正

されるものとする。ただし、当該平均値が1,382円（ただし、下記(八)の調整を受ける。）（以下「下限取得価額」という。）を下回るときは下限取得価額を取得価額とする。

(八) 取得価額の調整

- (a) 第二種優先株式発行後、次の から までのいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）は、下記の算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

調整後取得価額は10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。

取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社の有する普通株式を処分する場合（その取得と引き換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる証券（権利）又は新株予約権の行使による場合を除く。）

かかる場合、募集のための基準日がある場合はその日の翌日を、それ以外のときは払込期日又は払込期間の末日の翌日を、調整後取得価額の適用開始日とする。

普通株式の株式分割又は無償割当てにより普通株式を発行する場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）

かかる場合、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てにおいて基準日が定められていない場合はその効力発生日）の翌日を調整後取得価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件として普通株式の株式分割又は無償割当てにより普通株式を発行する（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨を取締役会で決議する場合において、株式分割又は無償割当ての基準日（無償割当てにおいては基準日が定められている場合に限る。）が当該資本金の額の増加を決議する株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を調整後取得価額の適用開始日とする。

取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもってその取得と引き換えに当会社の普通株式の交付を請求することができる証券（権利）又は新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合（無償割当てを含む。）

かかる場合、募集のための基準日がある場合はその日（無償割当てにおいて基準日が定められていない場合はその効力発生日）の翌日を、それ以外のときは払込期日又は払込期間の末日の翌日を、調整後取得価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得価額の適用開始日の前日に、発行される証券（権利）のすべてについて取得の請求又は新株予約権が行使されたものとみなし（以下かかる請求又は行使により当社が交付するに相当する株式数を「みなし株式数」という。）、調整後取得価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、取得の請求又は新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る場合には、その限りにおいて既発行の普通株式数に算入される。

- (b) 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、上記（a）に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (c) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後取得価額の適用開始日（ただし、上記（a） ただし書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（気配表示もない終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。平均値の計算は10銭の位まで算出し、その10銭の位を四捨五入する。  
なお、調整後取得価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記（a）又は（b）により取得価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記（a）又は（b）に準じて調整される。
- (d) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額の適用開始日の前日において有効な取得価額とする。
- (e) 取得価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社の有する普通株式数を除く。）とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、株式移転に際して、株式会社福岡銀行が旧商法に基づき平成9年9月11日に発行した第2回劣後特約付無担保転換社債の社債に係る債務を承継します。その承継に係る社債の金額の合計額は183億62百万円となります。

ただし、本転換社債について、平成18年10月1日から持株会社の設立日の前日までに本転換社債に係る新株予約権が行使され、当該行使に係る本転換社債が消滅した場合には、株式移転に際して当社が承継する社債の金額の合計額は、上記金額から上記期間において消滅した社債の金額を減じた額といたします。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄	中間会計期間末現在（平成18年9月30日）		
	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
第1回劣後特約付 無担保転換社債型 新株予約権付社債	18,362,000	449	1株につき 225

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月2日	785,421,520	785,421,520	100,000,000	100,000,000	25,000,000	25,000,000

(注) 発行済株式総数増減数と発行済株式総数残高については、平成19年3月2日（公表日）現在の福岡銀行および熊本ファミリー銀行の発行済株式総数を基礎として、割当計算して算定したものであります。

(4) 【所有者別状況】

普通株式

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	118	46	2,101	387	1	13,582	16,236	
所有株式数 (単元)	8	310,494	5,370	130,110	205,083	3	69,318	720,386	5,838,635
所有株式数 の割合(%)	0.00	43.10	0.75	18.06	28.47	0.00	9.62	100.00	

(注) 1 平成18年9月30日現在の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の株主名簿に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案し作成しております。また、株主数は名寄せして算出しております。

(株式移転比率)

福岡銀行普通株式1株に対して当社普通株式1株

熊本ファミリー銀行普通株式1株に対して当社普通株式0.217株

2 自己株式16,793,054株は「個人その他」に16,792単元、「単元未満株式の状況」に1,054株含まれております。

3 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式44単元、単元未満株式の状況に4株含まれております。

第一種優先株式

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				348			220	568	
所有株式数(単元)				13,498			5,380	18,878	
所有株式数の割合(%)				71.50			28.50	100.00	

第二種優先株式

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1						1	
所有株式数(単元)		40,000						40,000	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

(注) 本優先株式は、平成18年5月17日付で、株式会社整理回収機構から株式会社福岡銀行に譲渡されました。

なお、最近の基準日(平成18年9月30日)現在の両行の状況は次のとおりであります。

福岡銀行

普通株式

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	131	43	1,381	373	1	12,382	14,312	
所有株式数(単元)	8	299,329	5,287	105,402	204,131	3	81,470	695,630	3,828,499
所有株式数の割合(%)	0.00	43.02	0.76	15.15	29.34	0.00	11.71	100.00	

(注) 1. 自己株式は、「個人その他」に16,585単元、「単元未満株式の状況」に499株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、39単元含まれております。

## 熊本ファミリー銀行

### 普通株式

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	52	14	1,058	19	-	3,555	4,698	
所有株式数(単元)	-	56,609	2,306	36,775	987	-	25,177	121,854	1,492,250
所有株式数の割合(%)	-	46.46	1.89	30.18	0.81	-	20.66	100.00	

- (注) 1. 自己株式305,136株は、「個人その他」に305単元、「単元未満株式の状況」に136株含まれております。  
 なお、自己株式305,136株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は304,136株であります。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ23単元及び60株含まれております。

### 第一種優先株式

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				348			220	568	
所有株式数(単元)				13,498			5,380	18,878	
所有株式数の割合(%)				71.50			28.50	100.00	

### 第二種優先株式

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		1						1	
所有株式数(単元)		40,000						40,000	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

- (注) 本優先株式は、平成18年5月17日付で、株式会社整理回収機構から株式会社福岡銀行に譲渡されました。

## (5) 【大株主の状況】

## 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,123	4.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,847	3.97
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	20,719	2.85
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	19,296	2.65
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	17,315	2.38
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	17,298	2.38
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	16,673	2.29
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	15,990	2.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,265	2.10
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	12,250	1.68
計		199,779	27.51

(注) 平成18年9月30日現在の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の株主名簿に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案して作成しております。

## (株式移転比率)

福岡銀行普通株式1株に対して当社普通株式1株

熊本ファミリー銀行普通株式1株に対して当社普通株式0.217株

なお、株式会社福岡銀行は当社の完全子会社となるため議決権を有しないととなる株主であります。

第一種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ドウ・ヨネザワ	熊本市若葉1丁目2番1号	340	1.76
株式会社シティズ	京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1	300	1.55
司観光開発株式会社	熊本県玉名市繁根木131番1号	246	1.27
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	200	1.03
熊本ヤマハ株式会社	熊本市南高江3丁目2番1号	200	1.03
株式会社オカザキ	熊本県合志市福原3122番8号	180	0.93
木村電機株式会社	熊本県上益城郡嘉島町上仲間294-20	160	0.83
株式会社熊本日日新聞社	熊本市世安町172番地	160	0.83
株式会社城野印刷所	熊本市本山4丁目8番25号	160	0.83
株式会社拓洋	熊本市健軍1丁目35番11号	160	0.83
株式会社鶴屋百貨店	熊本市手取本町6番1号	160	0.83
南日本信販株式会社	熊本市辛島町5番1号	160	0.83
計		2,426	12.61

(注) 熊本ファミリー銀行の平成18年9月30日現在の株主名簿に基づき算出しております。また熊本ファミリー銀行は平成18年9月30日現在で自己株式を360千株(持株比率1.87%)保有しておりますが、上記表中には含めておりません。

第二種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	40,000	100.00
計		40,000	100.00

(注) 熊本ファミリー銀行の平成18年9月30日現在の株主名簿に基づき算出しております。

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 18,878,000		(注) 1
	第二種優先株式 40,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 17,872,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 702,514,000	702,514	(注) 2
単元未満株式	普通株式 5,838,635		(注) 3
発行済株式総数	785,102,635		
総株主の議決権		702,514	

(注) 平成18年9月30日現在の福岡銀個及び熊本ファミリー銀行の株主名簿に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案して作成しております。

(株式移転比率)

福岡銀行普通株式1株に対して当社普通株式1株

熊本ファミリー銀行普通株式1株に対して当社普通株式0.217株

1. 各種類の株式等の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載していません。
2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が44千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が44個含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株には、以下の株式が含まれております。

福岡銀行所有の相互保有株式90株

ふくぎん保証所有の相互保有株式900株

福岡コンピュータサービス所有の相互保有株式775株

熊本ファミリー銀行所有の相互保有株式964株

前田証券所有の相互保有株式35株

熊本カード所有の相互保有株式40株

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(相互保有株式) 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目 13番1号	16,673,090		16,673,090	2.29
(相互保有株式) ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南一丁目 7番1号	700,900		700,900	0.09
(相互保有株式) 福岡コンピューターサービ ス株式会社	福岡市博多区博多駅前二丁 目6番6号	303,775		303,775	0.04
(相互保有株式) 株式会社熊本ファミリー銀 行	熊本市水前寺六丁目29番20 号	119,964		119,964	0.01
(相互保有株式) 前田証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目 14番2号	51,035		51,035	0.00
(相互保有株式) 株式会社熊本カード	熊本市山崎44番地	26,040		26,040	0.00
計		17,874,804		17,874,804	2.46

(注) 1.平成18年9月30日現在の福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の株主名簿に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案して作成しております。

(株式移転比率)

福岡銀行普通株式1株に対して当社普通株式1株

熊本ファミリー銀行普通株式1株に対して当社普通株式0.217株

- 福岡銀行が所有するふくおかフィナンシャルグループ普通株式16,673,090株については、平成18年9月30日現在の福岡銀行が所有する自己(福岡銀行)普通株式16,585,499株と熊本ファミリー銀行普通株式403,649株に対して、株式移転比率の応じ割当てられるふくおかフィナンシャルグループ普通株式の合計です。
- 熊本ファミリー銀行が所有するふくおかフィナンシャルグループ普通株式119,964株については、平成18年9月30日現在の熊本ファミリー銀行が所有する自己(熊本ファミリー銀行)普通株式305,136株と福岡銀行普通株式53,750株に対して、株式移転比率の応じ割当てられるふくおかフィナンシャルグループ普通株式の合計です。
- 熊本カードが所有するふくおかフィナンシャルグループ普通株式26,040株については、平成18年9月30日現在の熊本カードが所有する熊本ファミリー銀行普通株式120,000株に対して、株式移転比率の応じ割当てられるふくおかフィナンシャルグループ普通株式の合計です。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社グループは、すべてのステークホルダーに対し、価値創造を提供する金融グループを目指すとともに、株主の皆様のご期待にお応えするために、業績連動型の配当方式を設定し、2008年3月期以降において、連結当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いする方針といたします。

連結当期純利益水準	配当金目安
～250億円以下	7円～
250億円～300億円以下	8円～
300億円～350億円以下	9円～
350億円～400億円以下	10円～
400億円～450億円以下	11円～
450億円～	12円～

但し、事業展開やリスク環境等により変更することがあります。

### 4 【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、記載しておりません。

なお、当社の完全子会社である福岡銀行及び熊本ファミリー銀行の「株価の推移」については、以下のとおりであります。

#### 福岡銀行

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	575	544	558	685	1,075
最低(円)	361	413	407	506	607

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,049	995	878	903	916	903
最低(円)	943	811	734	785	814	801

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 熊本ファミリー銀行

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	420	410	399	340	425
最低(円)	388	384	279	270	290

(注) 1 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

2 第一回第一種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 第一回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	394	365	310	288	270	255
最低(円)	359	299	258	250	209	231

(注) 1 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

2 第一回第一種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 第一回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役会長 兼社長 (代表取締役)		谷 正明	昭和18年1月23日生	昭和41年4月 ㈱福岡銀行入行 平成5年6月 同 取締役総合企画部長 平成7年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 専務取締役 平成12年4月 同 取締役副頭取 平成17年4月 同 取締役頭取(現職)	25,000
取締役副会長 (代表取締役)		河口 和幸	昭和22年10月7日生	昭和46年4月 日本銀行入行 平成5年5月 同 審査局考査役 平成11年5月 社団法人福岡銀行協会 事務局長 平成12年12月 同 常務理事 平成16年4月 ㈱熊本ファミリー銀行 顧問 平成16年6月 同 取締役頭取(現職)	2,170

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)	
取締役副社長 (代表取締役)		渋田 一典	昭和19年5月26日生	昭和43年4月 平成7年6月 平成11年6月 平成13年6月  平成14年4月 平成14年6月 平成17年5月	(株)福岡銀行入行 同 取締役営業統括部長 同 常務取締役 同 常務取締役福岡地区本部長 同 常務取締役 同 専務取締役 同 取締役副頭取 秘書室、監査部担当(現職)	21,218
取締役		鬼木 和夫	昭和20年10月20日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成14年4月  平成15年4月 平成17年5月	(株)福岡銀行入行 同 取締役公務法人部長 同 常務取締役 同 常務取締役福岡地区本部長 同 専務取締役 同 取締役副頭取 審査部、東京事務所担当(現職)	25,000
取締役		小幡 修	昭和23年10月21日生	昭和47年4月 平成14年6月  平成14年10月 平成15年4月 平成17年4月  平成18年4月 平成18年6月 平成18年11月	(株)福岡銀行入行 同 取締役営業統括部長兼国際部長 同 取締役営業統括部長 同 取締役本店営業部長 同 常務取締役福岡地区本部長 同 常務取締役 同 取締役常務執行役員 同 取締役専務執行役員 営業統括部、営業企画部、ソリューション営業部担当(現職)	16,075
取締役		柴戸 隆成	昭和29年3月13日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年6月  平成18年11月	(株)福岡銀行入行 同 取締役総合企画部長 同 常務取締役 同 取締役常務執行役員 リスク統括部、事務統括部、事務推進部、IT統括部担当(現職) (株)親和銀行 社外取締役(現職)	28,047
取締役		吉戒 孝	昭和28年12月14日生	昭和52年4月 平成15年4月 平成16年10月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月  平成18年11月 平成18年12月	(株)福岡銀行入行 同 事業金融部長 同 法人営業部長 同 総合企画部長 同 取締役総合企画部長 同 執行役員総合企画部長 同 常務執行役員 同 取締役常務執行役員 人事部、総合企画部、クオリティ統括部、総務広報部、市場営業部担当(現職)	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
取締役		中村 一利	昭和22年8月31日生	昭和45年4月 平成11年6月 平成11年10月  平成12年7月 平成13年6月  平成15年4月  平成18年4月 平成18年6月 平成18年11月  平成18年12月	(株)福岡銀行入行 同 取締役営業統括部長 同 取締役リテール統括部長  同 取締役営業統括部長 同 取締役本店営業部営業本部長 同 常務取締役北九州本部長  同 専務取締役 同 取締役専務執行役員 (株)熊本ファミリー銀行顧問 同 取締役副頭取 (現職)	15,000
取締役		古場 正春	昭和22年3月2日生	昭和40年4月  平成14年6月 平成15年6月  平成16年6月 平成18年10月	(株)熊本相互銀行(現(株)熊本ファミリー銀行)入行 (株)熊本ファミリー銀行取締役花畑支店長 同 取締役営業統括本部長兼営業統括部長兼熊本経済経営研究所長 同 常務取締役 同 常務取締役営業本部長(現職)	3,117
取締役		岸本 清一	昭和28年5月15日生	昭和51年4月  平成14年7月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年10月	(株)肥後相互銀行(現(株)熊本ファミリー銀行)入行 (株)熊本ファミリー銀行総合企画部長兼広報室長 同 執行役員総合企画部長兼広報室長 同 執行役員経営管理部長 同 執行役員特命業務担当部長 同 取締役 同 取締役企画部門担当、管理本部長(現職)	4,068
取締役		安田 隆二	昭和21年4月28日生	昭和51年7月  昭和54年1月 昭和61年6月 平成8年7月 平成15年6月 平成16年4月  平成18年6月	モルガン・ギャランティ・トラストカンパニー、N.Y.(現J.P.モルガン・チェース)入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 同 パートナー就任 A.T.カーニー アジア総代表 (株)ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役会長 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授(現職) (株)福岡銀行 取締役(現職)	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
取締役		高橋 秀明	昭和23年3月22日生	昭和49年8月 平成4年3月 平成9年12月 平成12年3月 平成18年1月 平成18年6月	米国NCRコーポレーション入社 日本NCR(株) 代表取締役副社長 米国NCRコーポレーション 上級副社長 富士ゼロックス(株) 代表取締役副社長 慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授(現職) (株)福岡銀行 取締役(現職)	-
常任監査役(常勤)		林 謙治	昭和23年12月16日生	昭和46年4月 平成14年6月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月	(株)福岡銀行入行 同 取締役北九州営業部長 同 取締役筑豊地区本部長 同 取締役県南地区本部長 同 常任監査役(常勤)(現職)	11,624
監査役		芦塚 日出美	昭和14年12月27日生	昭和37年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成12年7月 平成13年7月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成15年7月	九州電力(株)入社 同 取締役企画部長 同 常務取締役 同 常務取締役電力輸送本部長 同 常務取締役常務執行役員電力輸送本部長 同 常務取締役情報通信事業推進本部副本部長 (株)福岡銀行 監査役(非常勤)(現職) 九州電力(株) 代表取締役副社長情報通信事業推進本部長 同 代表取締役副社長情報通信本部長(現職)	-
監査役		長尾 亜夫	昭和18年6月1日生	昭和41年4月 平成5年6月 平成7年6月 平成9年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月	西日本鉄道(株)入社 同 取締役東京事務所長 同 取締役総務部長 同 常務取締役 同 専務取締役 同 代表取締役専務取締役 同 代表取締役社長(現職) (株)福岡銀行 監査役(非常勤)(現職)	-

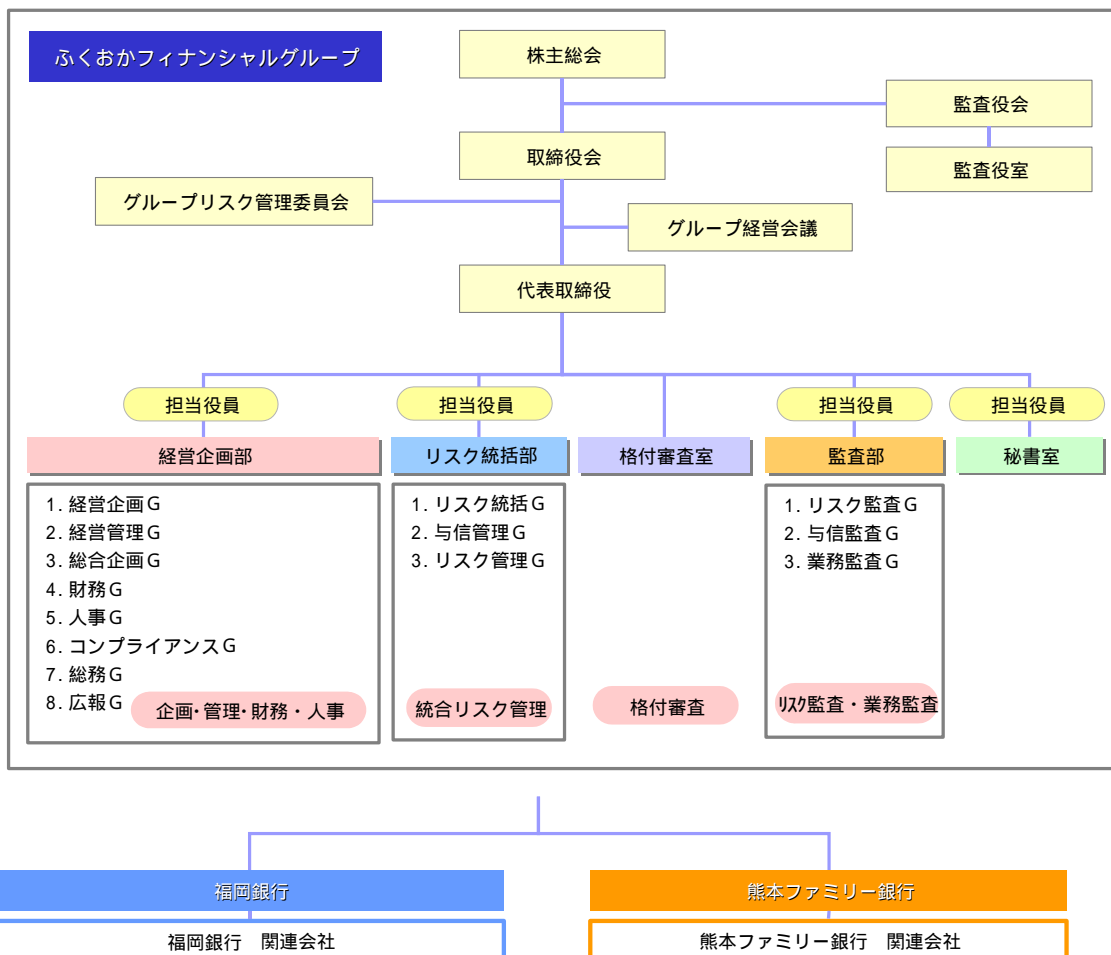
- (注) 1. 安田隆二、高橋英明の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役であります。  
(注) 2. 芦塚日出美、長尾亜夫の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役であります。  
(注) 3. 所有株式数は、平成18年9月30日現在の株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の株主名簿に基づき、株式移転の際の株式割当比率を勘案して作成しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) 持株会社が行う経営管理の基本的な考え方

- ふくおかフィナンシャルグループは、グループの経営資源を適切に活用し、グループの経営効率を高めるために必要な経営管理、その他の役務及び便益を提供することにより、子銀行の顧客サービスの向上、地域社会への貢献、従業員の満足度の向上及び企業価値の持続的な成長を実現する。
- 上記の実効性を担保するため、ふくおかフィナンシャルグループでは、グループ全体のガバナンス態勢の強化及びリスクコントロール態勢の確保、並びに内部管理態勢の構築をはじめとした持株会社としての権能（子銀行及びその傘下におけるグループ各社の経営管理）を適時適切に発揮するための経営機構・業務機構体制を整備する。

### (2) ふくおかフィナンシャルグループの組織体制図



### (3) 経営機構（コーポレートガバナンス体制）

ふくおかフィナンシャルグループには、以下の経営機構を配置します。

#### 【取締役】

- ・取締役は14名以下（社外取締役含む）とし、取締役会の構成員として、グループの全体運営及び子銀行の経営管理に係る業務執行に関する意思決定に参加するほか、割り当てられた業務の執行を行います。

設立時点の取締役12名は次のとおりです。

- ・取締役会長兼社長：1名（代表取締役）
- ・取締役副会長：1名（代表取締役）
- ・取締役副社長：1名（代表取締役）
- ・取締役：9名（うち2名は社外取締役）

いずれの取締役も子銀行の取締役を兼任する予定です。

#### 【執行役員】

- ・取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、取締役会の決議により執行役員を選任し、業務執行を委嘱することができます。

（取締役は、執行役員を兼務することができます。）

#### 【監査役】

- ・監査役は5名以下とし、取締役の職務執行状況の監査の他、監査部・会計監査人と緊密な連携を図りながら、グループ全体の業務および財産の状況等についての調査を行います。

設立時点の監査役3名は次のとおりです。

- ・常勤監査役：1名（常任監査役）
- ・監査役（社外）：2名

上記監査役のうち、2名の社外監査役は子銀行の監査役を兼任する予定です。

#### 【監査役室】

- ・監査役制度を有効に機能させるため、監査役をサポートする専属スタッフを配置します。

#### 【取締役会】

- ・法令・定款で定める事項の他、グループ経営に係る基本方針の協議・決定や、子銀行の経営管理、業務執行等における重要な事項についての意思決定を行います。
- ・取締役会は、会長が招集し、議長となります。
- ・開催頻度：原則月1回開催（別途書面決議制度あり）

#### 【監査役会】

- ・グループ全体の監査に係る基本方針や監査計画、監査手法の他、監査に関する重要な事項等についての報告、協議、決定を行います。

#### 【グループ経営会議】

- ・取締役会で定める基本方針や委嘱された事項に基づき、グループ経営計画やグループ業務計画等の業務執行に関する重要な事項を協議します。
- ・構成メンバー：（社内）取締役、執行役員、及び常任監査役
- ・開催頻度（予定）：原則半期に2回（8・9・2・3月）

#### 【グループリスク管理委員会】

- ・グループ全体の各種リスク管理態勢に係る協議の他、資産ポートフォリオ管理、コンプライアンスに関する事項等についての協議・報告を行います。

統合リスク、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、 コンプライアンス、ALM
---

- ・構成メンバー：（社内）取締役、執行役員、常任監査役、及び所管部長
- ・開催頻度（予定）：原則月1回

(4) 業務機構（組織）

ふくおかフィナンシャルグループには、以下の業務機構（組織）を配置します。

【主な機能・役割】

機構・組織名	グループ	主な機能・役割
経営企画部	経営企画グループ 経営管理グループ 総合企画グループ 財務グループ 人事グループ コンプライアンスグループ 総務グループ 広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体の経営企画、経営管理</li> <li>・グループの決算・予算の立案・管理</li> <li>・グループ全体の人事企画、人財育成</li> <li>・グループ全体のコンプライアンスの統括</li> <li>・株主総会、経費、庶務事項</li> <li>・広報活動の統括・企画推進</li> </ul>
リスク統括部	リスク統括グループ 与信管理グループ リスク管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体のリスク管理・運営方針の企画立案</li> <li>・債務者格付制度・与信管理諸規則等の制定・管理</li> <li>・各種リスクの計測・検証</li> </ul>
格付審査室		・債務者格付制度・自己査定に係る業務運用
監査部	リスク監査グループ 与信監査グループ 業務監査グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体のリスク監査・業務監査</li> <li>・グループの信用リスク関連の監査</li> </ul>
秘書室		・秘書事項

## 第5 【経理の状況】

新会社設立のため記載しておりません。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中（平成20年以降）
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式・第一種優先株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券 第二種優先株式 1,000,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社福岡支店
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社福岡支店
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本支店
買取手数料	当行所定の算式により単元株式数当たりの金額を算定し、これを買取りをした単元未満株式の数で按分した額
単元未満株式の買増し	
取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社福岡支店
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本支店
買増手数料	当行所定の算式により単元株式数当たりの金額を算定し、これを買増しをした単元未満株式の数で按分した額
株券喪失登録	
取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社福岡支店
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本支店
請求手数料	請求1件につき8,400円      株券1枚につき115円
公告掲載方法	電子公告
株主に対する特典	ありません

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

### 1 【申請会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第二部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。